

人権ほっと29年8月号

「合理的配慮（病弱編）」

大阪教育大学教授

井坂 行男

今回は病弱の子どもたちについて説明します。

病弱とは病気が長期間にわたり、医療や生活規制が必要な場合を言います。そのため、幼児期では情緒がとても不安定になったり、学齢期には入院や治療、生活規制のために学習の空白や遅れが生じたりすることもあります。さらに、日常生活経験が著しく不足することもあります。

現在は気管支喘息や腎炎・ネフローゼ等の子どもたちが少なくなり、自律神経失調症・不安障がい・摂食障がい等、筋ジストロフィー等の神経・筋疾患、小児がん等の悪性新生物、アトピー性皮膚炎等の子どもたちが多くなっています。病弱の子どもたちの病気は医療技術の進歩に伴い、常に対象となる疾患が変わり、多様化してきました。病弱の子どもたちの教育支援には子どもたち自身で、服薬の管理や環境の調整、病

状に応じた対応ができる自己管理能力を育成することがとても大切ですが、同時に周囲の人たちが病気に対する理解を深めることも必要です。また、病気のために移動や活動が制限される場合にはインターネットやテレビ会議システム等のICTを活用して、体験やコミュニケーションの機会を提供することで経験の不足を補います。さらに、入院や手術、病気の進行に対する不安等を理解し、心理面での適切な支援によって、不安感や孤独感を解消して、自己肯定感を高められるように配慮します。心臓病等で移動が困難な場合や子どもたち自らが医療的な処理をする場合の施設や設備を校内に整える必要もあります。

入院中の子どもたちの多くは友だちと一緒に学べる学校に通いたいという願いを持っていきます。子どもたち同士が、病気に対する理解を深め、共に笑顔で学び合える学校作りが求められています。